

## 振動規制法に係る特定施設

(振動規制法施工令 別表第2)

施設の種類			規 模	
1	金属加工機械	イ	液圧プレス	矯正プレスを除く
		ロ	機械プレス	
		ハ	せん断機	原動機の定格出力が1kW以上のもの
		ニ	鑄造機	
		ホ	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のもの
2	圧縮機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	
4	織機		原動機を用いるもの	
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力が2.95kW以上のもの	
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの	
6	木材加工機械	イ	ドラムバーカー	
		ロ	チッパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
7	印刷機械		原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のもの	
9	合成樹脂用射出成形機			
10	鑄造型機		ジョルト式のもの	